

第2節 数値目標設定指標の動向

- 「憲章」・「行動指針」策定時に比べ、数値目標の14項目の指標のうち、改善は9項目、悪化は1項目、更新できないものは3項目。
- 悪化している指標だけではなく、改善している指標についても、2008年後半からの経済状況の悪化による影響が考えられるため、個人の希望に沿った仕事と生活の調和の実現に向けて更なる取組が必要

「行動指針」では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しています。

平成22年6月の「行動指針」の改定で、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）等との整合性を取りつつ、2020年の目標値が設定されました。また、指標についても一部見直しがされ、「①就業率」について、全体をみる指標として「20～64歳」と「15歳以上」の区分が追加、若年層をみる指標として、「25～34歳男性」に代えて、「20～34歳」が追加、「65～69歳」が削除されたほか、「⑧在宅型テレワーカー数」を「テレワーカー比率」に代えて設定、「女性の育児休業取得率」については、80%と設定していた目標値を大幅に

超えたことから削除されました。

以下、数値目標に設定された指標の動きについて概観します。

「行動指針」策定時（2007年12月）と比較して、改善したものは、「①就業率」のうち「25～44歳女性」、「60～64歳」、②～⑦、⑫、⑬の9項目となっている一方、悪化したものは⑩の1項目です。このほか、更新できないものが3項目となっています。

なお、「①就業率」のうち、「20～64歳」、「15歳以上」、「20～34歳」と、「⑧在宅型テレワーカー数」については、今般の改定で追加・変更された指標であるため、以下の表ではレポート2009以前の実績値を記載していません。

【図表 3-2-1 数値目標一覧】

数値目標設定指標の動向

※データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状況が反映されているわけではないことに留意が必要。

	行動指針策定 (2007.12)	レポート 2009 (2009.7 時点)	最新値	目標値 (2020 年)
I 就労による経済的自立が可能な社会				
① 就業率				
20～64 歳			74.6 % (2009)	80 %
15 歳以上			56.9 % (2009)	57 %
20～34 歳			73.6 % (2009)	77 %
25～44 歳女性	64.9 % (2006)	65.8 % (2008)	66.0 % (2009)	73 %
60～64 歳	52.6 % (2006)	57.2 % (2008)	57.0 % (2009)	63 %
② 時間あたり労働生産性の伸び率 (実質、年平均) (Ⅱ、Ⅲにも関 わるものである)	1.6 % ('96-'05 年度の 10 年間平均)	—	1.7 % ('00-'09 年度の 10 年間平均)	実質 GDP 成長率 に関する目標 (2 %を上回る水 準) より高い水準
③ フリーターの数	187 万人 (2006) (H15 年度にピー クの 217 万人)	170 万人 (2008)	178 万人 (2009)	124 万人 ※ピーク時で約 半減
Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会				
④ 労働時間等の課題について労使が 話し合いの機会を設けている割合	41.5 % (2007)	46.2 % (2008)	52.1 % (2009)	全ての企業で実施
⑤ 週労働時間 60 時間以上の雇用者 の割合	10.8 % (2006)	10.0 % (2008)	9.2 % (2009) 〔注 1〕	(10.0 % (2008) から) 5 割減
⑥ 年次有給休暇取得率	46.6 % (2006)	46.7 % (2007) 〔注 2〕	47.4 % (2008) 〔注 2〕	70 %
⑦ メンタルヘルスケアに関する措 置を受けられる職場の割合	23.5 % (2002)	33.6 % (2007)	—	100 %
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会				
⑧ 在宅型テレワーカーの数			330 万人 (2008)	700 万人 (2015 年)
⑨ 短時間勤務を選択できる事業所 の割合 (短時間正社員制度等)	(参考) 8.6 %以下 (2005)	—	—	29 %
⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合				
正社員	46.2 % (2005)	58.1 % (2007)	42.1 % (2008)	70 %
非正社員	23.4 % (2005)	37.3 % (2007)	20.0 % (2008)	50 %
⑪ 第 1 子出産前後の女性の継続就 業率	38.0 % (2000-2004)	—	—	55 %
⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合				
保育サービス (3 歳児未満)	20.3 % (2007)	21.0 % (2008)	22.8 % (2010)	44 % (2017 年度)
放課後児童クラブ (小学 1～3 年)	19.0 % (2007)	20.2 % (2008)	20.8 % (2009)	40 % (2017 年度)
⑬ 男性の育児休業取得率	0.50 % (2005)	1.56 % (2007)	1.72 % (2009)	13 %
⑭ 6 歳未満の子どもをもつ男性の 育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (2006)	—	—	2 時間 30 分

※凡例

赤文字：行動指針策定時より改善

青文字：行動指針策定時より悪化

—：更新できないもの

注 1 2009 (平成 21) 年のデータは、2010 (平成 22) 年 1 月 29 日に公表された速報値である。

注 2 2007 (平成 19) 年から、調査対象が「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」から「常
用労働者が 30 人以上の民営企業」に変更されている。

(参考) 2006 (平成 18) 年以前の調査方法による値は、2007 (平成 19) 年は平均取得率 47.7 %、
2008 (平成 20) 年の平均取得率は 48.1 %である。

(1) 就業率

就業率については、2010年6月に行われた行動指針の改定により、5つの指標が設定されました。

20～64歳と15歳以上の就業率について、現状(2009年平均)は、それぞれ74.6%と56.9%となっていますが、今後、人口構成の高齢化が進むため、年齢別の就業率が現在のまま推移した場合、2020年には、20～64歳の就業率は75.2%、15歳以上の就業率は53.4%になると予想されています。

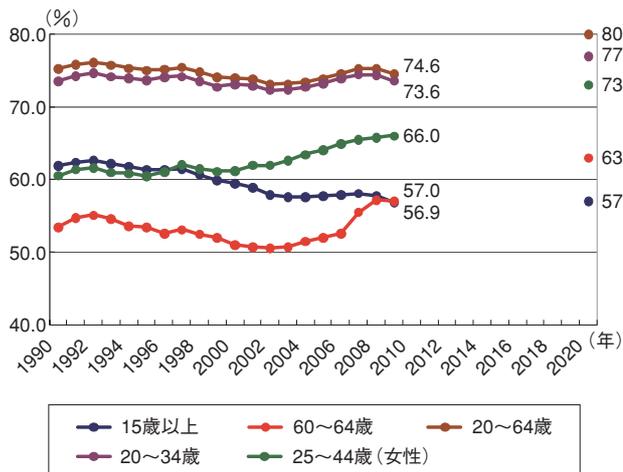
「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)では、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」、「失業率については、できるだけ早期に3%台に低下させる」とされているところであり、今回の「行動指針」の改定では、こうした人口構造の変化の下においても、若者、女性、高齢者などの潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進を図り、20歳～64歳と15歳以上の就業率を、それぞれ80%、57%とすることを目標としました。

20～34歳の若年層の就業率については、最近では上昇傾向にありましたが、経済状況の変化により2009年は73.6%と、前年よりも0.8ポイント減少しました。今回の改定では、フリーター等の正規雇用化を始め、若年層の就業を進めることから、目標値は77%と設定されました。

25～44歳の女性の就業率については、これまで上昇傾向が続いており、2009年では前年より0.2ポイント増加し、66.0%となっています。目標値については、「家事・育児」等の理由により就業していない女性等の就業希望を実現させ、いわゆる「M字カーブ」を解消していく必要があることから、73% (現状66.0%) と設定されました。

60～64歳の就業率については、高齢者雇用確保措置の進展等により、ここ数年大きく上昇し、2003年から2008年までに6.5ポイント増加しましたが、景気低迷の影響を受け、2009年では前年より0.2ポイント低下し57.0%となっています。目標値については、高齢者雇用確保措置等により意欲と能力に応じて働ける環境づくりを進めていく必要があることから、63%と設定されました。

【図表 3-2-2 就業率】

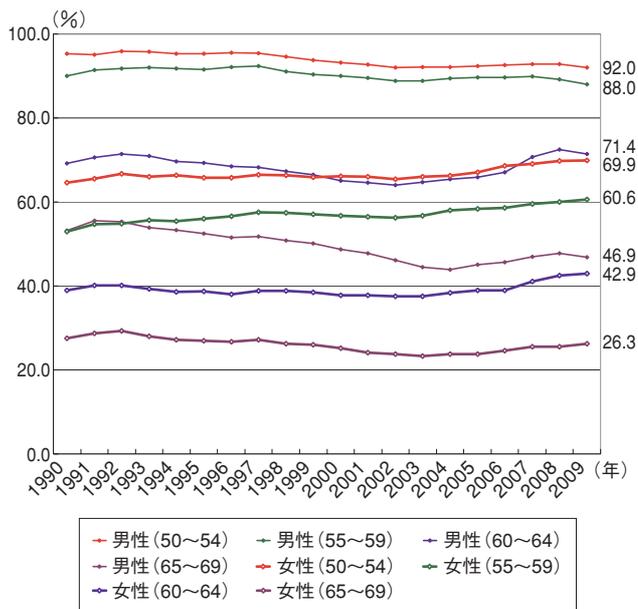


(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、人口に占める就業者の割合である。

【参考】50歳以上の男女別就業率

60～69歳の就業率を男女別にみると、近年、60～64歳、65～69歳のどちらも、女性の就業率は上昇傾向にあります。しかし、いずれの年齢層でも男性よりも女性の就業率が大幅に低く、60～64歳では28.5ポイント、65～69歳では20.6ポイントの差がみられます。こうした男女間の差は、女性の継続就業の状況によるところも大きく、高齢者の就業促進とともに、女性が働き続けられる環境整備が求められます。

【図表 3-2-3 50歳以上の就業率 (男女別)】



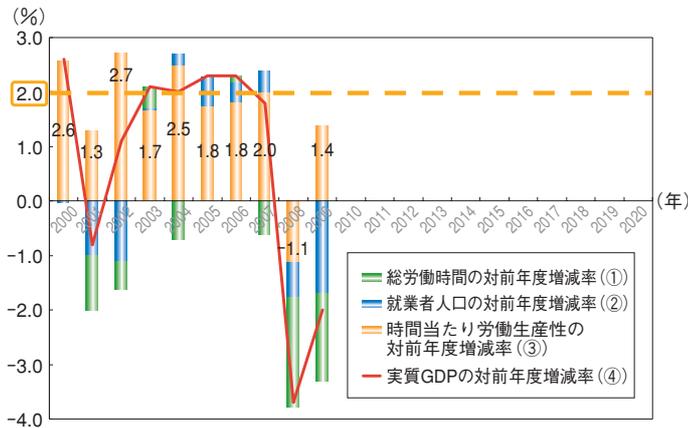
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、人口に占める就業者の割合である。

(2) 時間当たり労働生産性の伸び率

時間当たり労働生産性の伸び率（実質）の目標値については、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」とあること、また、就業率（15歳以上）に関する2020年度における目標値や人口構造の変化に加え、年次有給休暇の取得率の向上や長時間労働の抑制などの労働時間に関する諸施策などを踏まえ、年平均で「実質GDP成長率に関する目標（2%を上回る水準）よりも高い水準」と設定されました。

これまでの対前年度の時間当たり労働生産性の増減率をみると、2008年後半の経済状況の急速な悪化を受けて、2008年度は-1.1%となりましたが、2009年度は1.4%となりました。

【図表 3-2-4 時間当たり労働生産性の伸び率の推移（対前年比、実質）】



(備考)

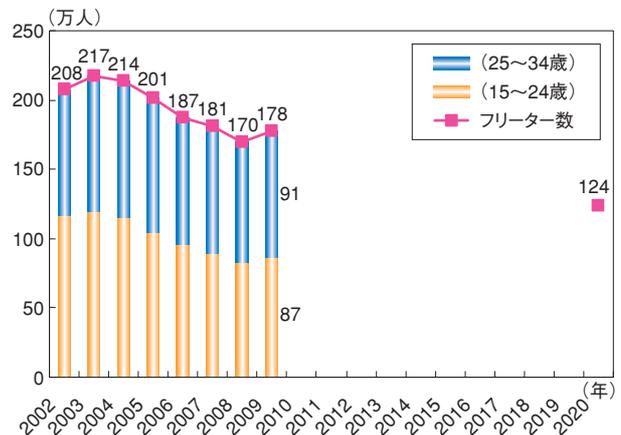
1. 内閣府「国民経済計算」〔連鎖方式〕、総務省「労働力調査」〔年度平均〕、厚生労働省「毎月勤労統計調査」〔5人以上事業所〕より作成。
2. 実質GDPは、四半期別GDP2次速報（平成22年6月10日公表）による。
3. 「時間当たり労働生産性＝実質GDP／（就業者×総労働時間）」から、対前年度増減率で表示すると、「時間当たり労働生産性増減率（③）＝実質GDP増減率（④）－（就業人口増減率（②）＋総労働時間増減率（①）」となる。

(3) フリーターの数

フリーター（15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者）の数は、2004年以降5年連続で減少しましたが、2009年は前年に比べ8万人増加し、178万人となりました。

目標値については、ピーク時（2003年、217万人）比で約半減の124万人とされました。

【図表 3-2-5 フリーター数の推移】



(備考)

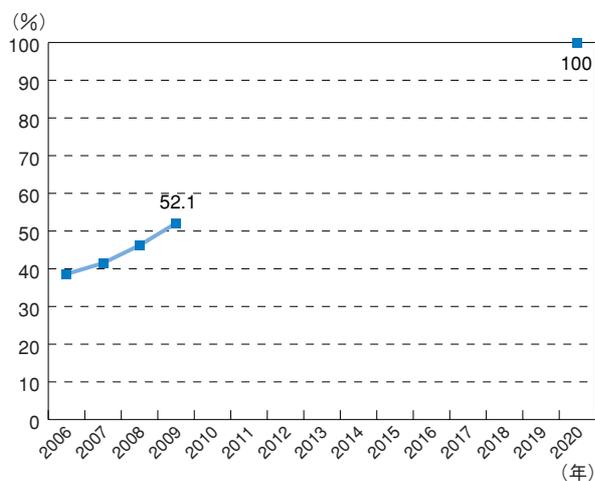
1. 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」より作成。
2. 数値は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、①雇用のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事・通学等していない者の合計。

(4) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合をみると、2009年は52.1%となり、3年連続で上昇しました。

目標値については、改定前同様、「全ての企業で実施」と設定されました。

【図表 3-2-6 労働時間等の課題について
労使が話し合いの機会を設けている割合】



(備考)

1. 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」より作成。
2. 数値は、企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合。

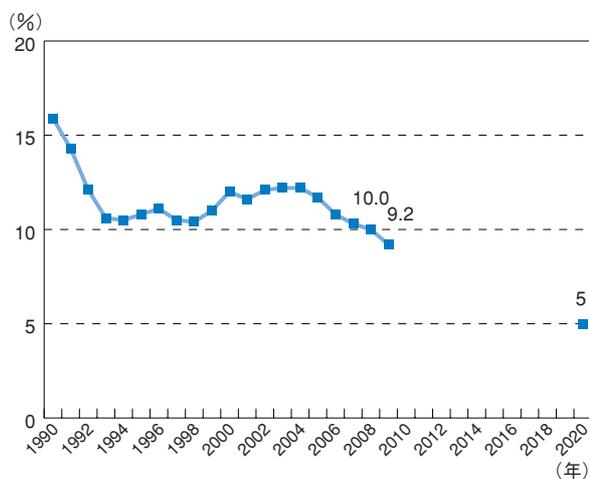
(5) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合をみると、1990年代初めに急速に低下しましたが、1990年代後半から2000年代前半にかけて上昇し、2004年以降は再度低下に転じ、2009年は前年比で0.8ポイント減少して9.2%となっています。

一方で、前節でみたとおり、子育て世代である30代男性については、依然として高い水準で推移しています。

目標値については、10.0%（2008年）の5割減（5%）とされました。

【図表 3-2-7 週労働時間 60 時間以上の
雇用者の割合】



(備考)

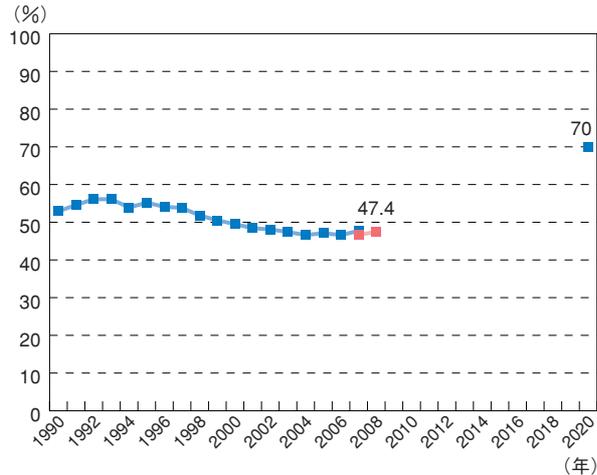
1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 数値は、非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める割合。

(6) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇取得率をみると、1990年代半ば以降低下傾向にあり、2000年以降は、50%を下回る水準で推移しています。

改定前の目標値（2017年）は、労働者が自ら希望する留保分を除く「完全取得」と設定されました。今回の改定では、直近の取得率の上昇ペースを大幅に改善することにより70%以上を具体的な目標としました。

【図表 3-2-8 年次有給休暇の取得率】



(備考)

- 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
 - 2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」
→2007年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」
- (参考) 2006年以前の調査方法による2007年の平均取得率 47.7% 2008年の平均取得率48.1%

(7) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合※

メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合をみると、2007年は33.6%となり、2002年に比べ、10.1ポイント上昇しました。

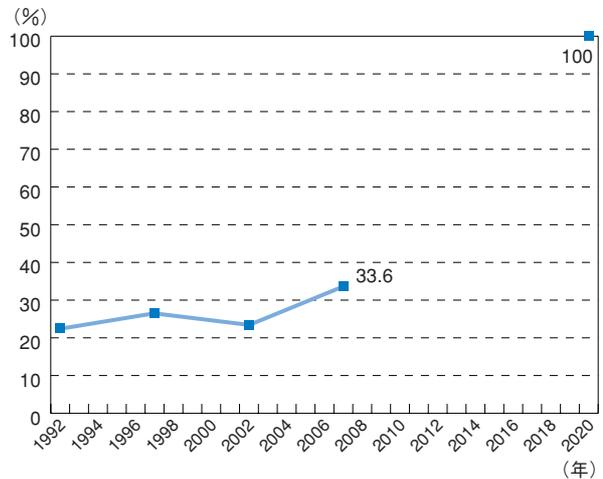
また、事業所規模が大きいほど取り組んでいる職場の割合が高く、事業規模5,000人以上では100%、1,000～4,999人では、95.5%となっています。

目標値については、「全ての企業で実施」とされました。

※ 10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

注) 平成19年調査では、「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容として、「職場環境の評価及び改善」、「労働者からの相談対応の体制整備」、「労働者への教育研修、情報提供」、「管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任」などが含まれている。なお、調査年毎に取組内容に関する質問項目が異なることに注意が必要。

【図表 3-2-9 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合】



(備考)

- 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。
- 数値は、10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合。

【参考】

【図表 3-2-10 メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合（規模別）】

(%)

5000人以上	100.0
1000～4999人	95.5
300～999人	83.0
100～299人	64.1
50～99人	45.2
30～49人	36.8
10～29人	29.2

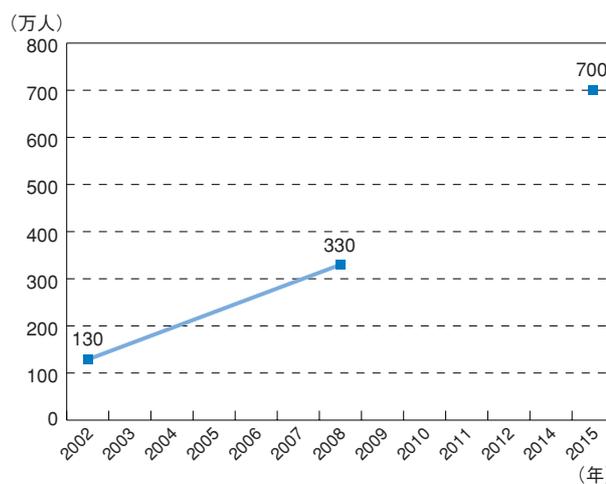
(備考) 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。

(8) 在宅型テレワーカー

在宅型テレワーカーについては、2008年の国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査による分析では、就業者人口の約5.2%、330万人と推計されています。

目標値については、「新たな情報通信技術戦略工程表」（平成22年6月22日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）を踏まえ、『在宅勤務ガイドライン』の周知・啓発を図ること等から、2015年までに70万人と設定されました。

【図表 3-2-11 在宅型テレワーカー】



(備考)

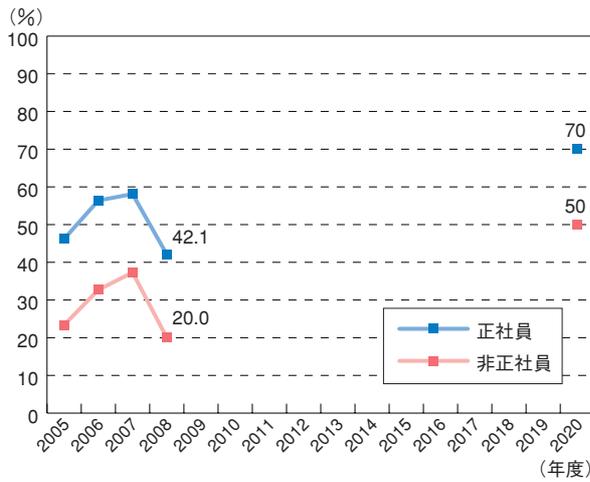
- 国土交通省「テレワーク実態調査」による。
- 在宅型テレワーカーとは、以下のA. B. C. D. の4つの条件をすべて満たす人で、自宅を含めてテレワークを行っている者。
 - ふだん収入を伴う仕事を行っている
 - 仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
 - ITを利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
 - 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である

(9) 自己啓発を行っている労働者の割合

自己啓発を行っている労働者の割合をみると、2007年度までは正社員、非正社員ともに増加傾向にありましたが、経済状況の悪化等の影響により、正社員については16.0ポイント減の42.1%、非正社員については17.3ポイント減の20.0%となっています。

目標値については、自分で職業生活設計を考えていきたいという方の割合等を踏まえ、正社員70%、非正社員50%と設定されました。

【図表 3-2-12 自己啓発を行っている労働者の割合】



(備考)

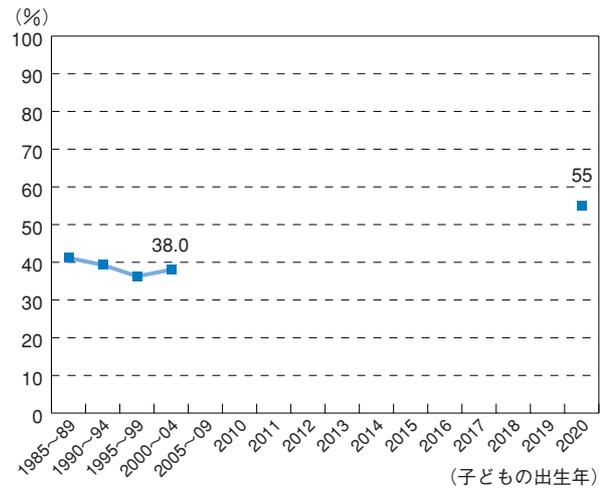
1. 厚生労働省「能力開発基本調査」により作成。
2. 自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。）。

(10) 第1子出産前後の女性の継続就業率

第1子出産前後の女性の継続就業率をみると、子供の出生年が2000～2004年である女性の就業継続率は38.0%となり、1995～99年である女性に比べ増加したものの、ほぼ横ばいで推移しています。

目標値については、第1子出産を機に退職した女性のうち、両立環境が整わないため退職した方の割合を踏まえ、55%（2020年）と設定されました。

【図表 3-2-13 第1子出産前後の女性の継続就業率】



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

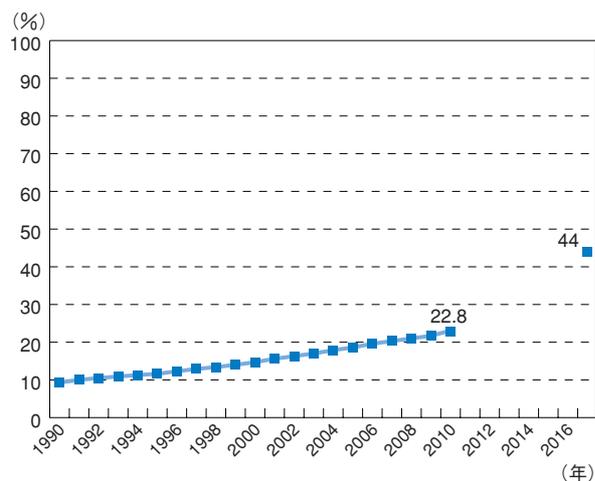
(11) 保育等の子育てサービスを提供している割合

①保育サービス（3歳未満児）

保育等の子育てサービスを提供している割合についてみると、待機児童の8割を占める3歳未満時の公的保育サービスの利用割合（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）は、2010年度で22.8%となり、引き続き増加しています。また、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には、44%に達すると見込まれています。

目標値については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、「女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、待機児童解消を図る」と設定されたことを踏まえ、その算定基礎となった平成29年度の潜在的な保育需要を合わせた利用割合の44%と設定しました。

【図表 3-2-14 保育サービス
（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）】



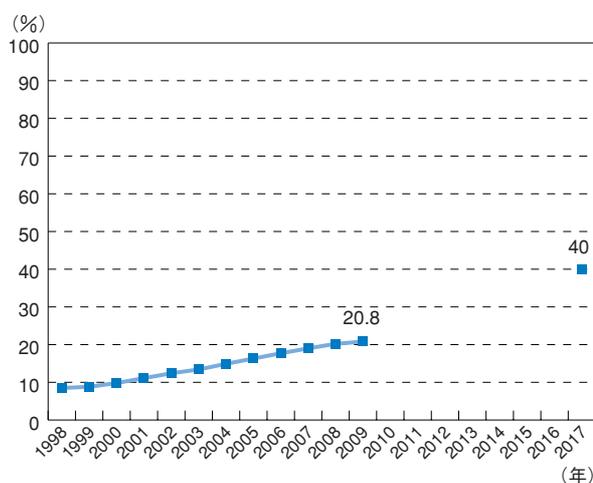
（備考）
総務省「人口推計」、「国勢調査」
厚生労働省「福祉行政報告例」により作成。

②放課後児童クラブ（小学1～3年生）

放課後児童クラブ（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合）については、2009年は20.8%となり、引き続き増加しています。

目標値については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に「平成29年度に40%（小学1～3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す」とあることを踏まえ、40%（平成29年度）と設定されました。

【図表 3-2-15 放課後児童クラブ
（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の
就学児童数に対する割合）】



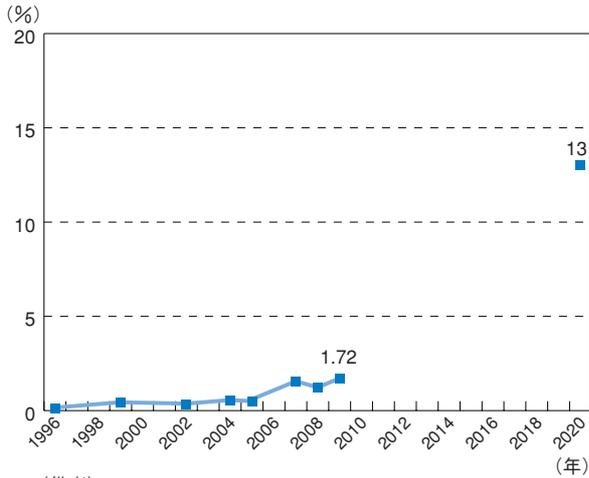
（備考）
厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」及び文部科学省「学校基本調査」より作成。

(12) 男性の育児休業取得率

男性の育児休業取得率については、2009年度は前年に比べ0.49ポイント増の1.72%となりましたが、女性と比べ、非常に低い水準で推移しています。

目標値については、育児休業制度を利用したいと考える男性の割合等を踏まえて、13%（2020年）と設定されました。

【図表 3-2-16 男性の育児休業取得率】



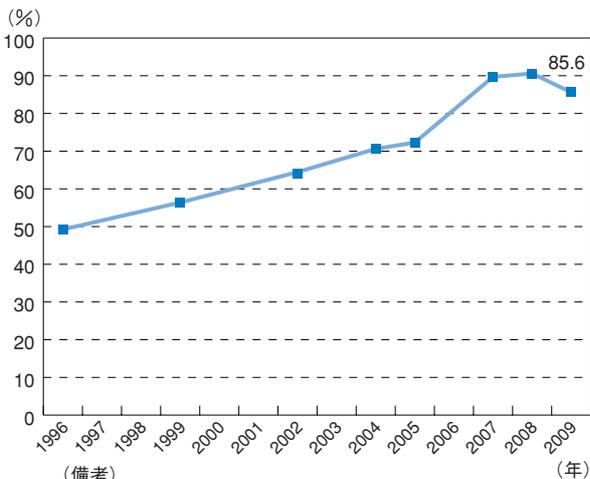
(備考)

- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
- 数値は、調査年の前年度1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合。

【参考】女性の育児休業取得率

女性の育児休業取得率は、2000年代後半に大きく増加し、2008年度には90.6%に達しましたが、2009年度は、対前年比で5.0ポイント低下し、85.6%となりました。

【図表 3-2-17 女性の育児休業取得率】



(備考)

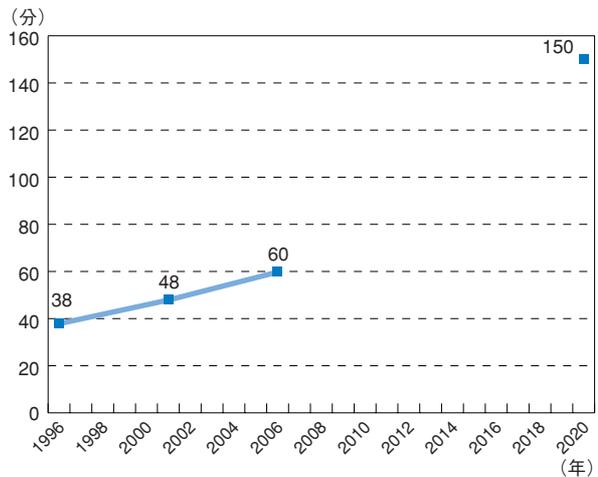
- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
- 数値は、調査前年度1年に出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の割合。

(13) 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間については、2006年は60分となり、2001年に比べて12分増加しましたが、引き続き低水準で推移しています。

目標値については、6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間が、我が国以外の先進各国の中で最も少ないフランス並の水準として2時間30分（150分）（2020年）と設定されました。

【図表 3-2-18 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間】



(備考)

- 総務省「社会生活基本調査」より作成。
- 数値は、夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。